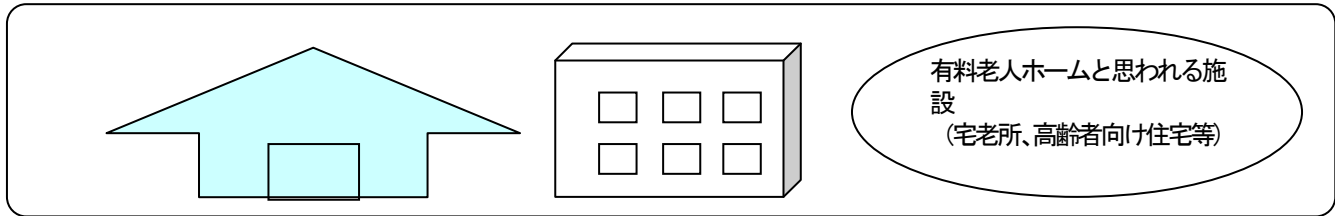


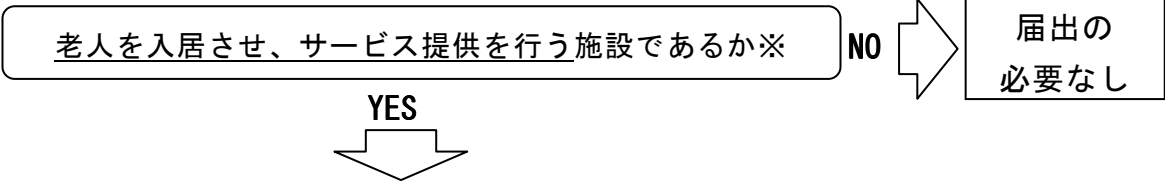
## 未届有料老人ホームに対する届出指導要領の概要

老人福祉法の規定により、平成18年4月から

- ①老人を入居させ、
- ②次のいずれかのサービスを行う施設は有料老人ホームとなる
  - ・食事の提供
  - ・介護の提供
  - ・洗濯、掃除等の家事
  - ・健康管理



調査票送付、実地調査等による有料老人ホームの該当施設調査



### 有料老人ホームの届出が必要

※有料老人ホームの判断基準	
<b>老人の入居</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・入居契約を締結している</li><li>・契約書等に入居に関する内容が含まれている</li><li>・住民票が施設所在地に移動している</li><li>・長期宿泊だが実態として居住している</li></ul>	<b>サービスの提供</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・サービス提供の契約を締結している</li><li>・契約書等にサービスの提供に関する内容が含まれている</li><li>・入居契約に付随して、特定の事業者からサービス提供を受けることが条件となっている</li><li>・施設が契約した調理業者等が食事提供を行っている</li><li>・施設の月額利用料又は都度払い費用にサービス提供に要する費用が含まれている</li></ul>

(愛媛県有料老人ホーム設置運営指導指針による基準に適合していない場合)

